

第六回国会 人事委員会 會議録 第七号

昭和二十四年十一月二十五日(金曜日) 午前十一時七分開議

出席委員

- 委員長 星島 二郎君
- 理事 小平 久雄君 理事 玉置 實君
- 理事 藤枝 泉介君 理事 吉武 惠市君
- 理事 赤松 勇君 理事 中曾根康弘君
- 理事 加藤 充君 理事 木村 俊夫君
- 高橋 權六君 橋本 龍伍君
- 藤井 平治君

出席國務大臣

内閣官房長官 増田甲子七君

出席政府委員

- 人事院總裁 淺井 清君
- 人事官 山下 與家君
- (法制局長) 岡部 史郎君
- 人事院事務官 瀧本 忠男君
- (給與局長) 瀧本 忠男君
- (給與局長) 瀧本 忠男君
- 人事院事務官 廖德 庄意君
- 委員外の出席者 専門員 安倍 三郎君
- 専門員 中御門經民君

十一月二十四日

給與ベース改訂に関する決議案(野坂参三君外三十五名提出、決議第五号)

の審査を本委員会に付託された。

本日の會議に付した事件

政府職員の新給與実施に関する法律の一部を改正する法律案(内閣提出第一号)

国家公務員の職階制に関する法律案(内閣提出第二十九号)

特別職の職員の給與に関する法律案(内閣提出第一八号(予))

人事官彈劾の訴追に関する法律案及び人事官彈劾訴追手続規程案の両案文に関する件

國政調査承認要求に関する件

○藤枝委員長代理 これより人事委員会を開会いたします。本日は委員長おさしつかえがありますので、しばらく私が委員長職務を行います。

まずお知らせいたしておきたいことがございます。昨二十四日給與ベース改訂に関する決議案、野坂参三君外三十五名提出決議第五号の審査を本委員会に付託されました。また国家公務員法第九條により、人事官彈劾の訴追は、国会がこれを行うこととなっておりますが、過般衆議院運営委員会におきましては、この場合に必要なる人事官彈劾の訴追に関する法律案及び人事官彈劾訴追手続規程案の両案を起草中でありましたところ、昨日の議院運営委員会におきまして、昨日の議院運営委員会に付託いたしました通り、案文を一応決定いたしましたのでありますが、この両案は当人事委員会と密接な関係がありますので、当委員会の意見を聞くことになり、送付して参つておるのであります。以上とりあえず御報告しておきます。

ただいまより政府職員の新給與実施に関する法律の一部を改正する法律案を議題といたしまして、質疑を継続いたします。

○赤松委員 ただいま委員長の方から給與ベース改訂に関する決議案、野坂参三君外三十五名提出、こういふふうにおつしやいましたが、これは議院運営委員会におきましては、共産党と私の党とで協議した結果、社会党、労働党それから共産党、三党共同提案ということになっておりまして、この配付の三十五名提出という数字は間違つておるのであります。三党共同提案でございますから適当に御修正願います。

○藤枝委員長代理 ただいまの赤松君の御意見につきましては、後刻調査の上、適当な処置をとります。加藤充君。

○加藤充委員 政府職員の新給與実施に関する法律の一部を改正する法律案について、たま／＼御出席いただきました増田さんに質疑をいたします。いろいろ／＼聞きたいことはありますが、ごく簡単に要点だけ述べておきたいと思つて、簡単に誠意のある答弁をやつて席を立つていただきたい。

第二條に附加された七号として、この法律の完全な実施を確保し、その責に任ずること、ということがあります。そのことに關連いたしましたので、先ごろ増田さんが赤松君の質疑にお答えになりましたのは公共企業体労働関係法に關連し、あわせて一般政府職員に対する歳末の手当の問題をどうする、金が必要ならば年が越せないではないかといふことで、昔からもち一つ暖かいものでも食つて、子供にお年玉でも買つて

年を越すというのは、日本固來の淳風であるとおつしやらなかつたけれども、まあ親心としてそういうものを

出してやりたいとおつしやつたことは、まことに私も意義深く感ずるわけでありまして、そのことに關連いたしまして、御承知のように各政府職員の働いておられます職場において、いわゆる超勤手当の未拂い問題があるのであります。そのことにつきましては、別に超勤になつていないので、これは勤勞奉仕的に任意自發的に殘業したのであると、政府はその責に任じなくても構わないというふうな考え方や、解雇の仕方もあるようでありまして、しかしその問題の實質は職制を通じて首切り後に、非常に事務総量が増えまして、やはり殘業しなければ残留職員としては事務の処理ができません。事務の処理ができません。やはりお覚えめでたからずというので、首をなで／＼細い腕で殘業しておる。超過勤務手当というふうなものを半ばにはならぬながら、六千三百円のおつしやにせよ、穴埋め的な、ほんとおるわけでありまして、その超過手当が不拂いであるということ、大かた三〇%ぐらいしか拂われていない。七〇%の不拂いである。強制労働であるという声も職場から上つて来ておりますが、増田さんの前回の御答弁を聞きまして、暖かいもちとお年玉一つ子供に買つてやる年末の手当につきまして、政府が今まで不拂いにしておつた超勤

手当を吐き出して、そうして親心を達成する。出さないよりはいいことですが、そういうやり方は人をばかにするにもほどがあると思つて、これは増田さんの責任ではありませぬけれども、四十八時間制の勤務についての人事院規則を敢行されまして、苛烈な時間制を強要する。そしてあただ土曜日の勤務を三時間ほど短くするといふこと、結局今度は四十五時間になつたのだから三時間の勤務が省けた。こ

ういふようなこと、ごまかしておるのと軌を一にしておると思つておるのですが、この点で最後にお尋ねしたいことは、拂えば拂えるものを、そうして操作すればできるものを故意に操作を遅らして、そうして超勤手当の不拂いをやつておつたといふようなをせりを免れない。何とか出せるんだつたら、それをあえて出さなかつた増田さんは、新給與実施本部の最高長官としての責任があらにないはしないか。こ

ういふことを新給與実施法の三十一條と關連して、あなたの責任を明確にされていただきたいと思つたのであります。

○増田國務大臣 きようやむを得ないさしつかえがございます、私今お答えしただけで、あと失礼いたしますが、晝過ぎはいくらでも時間をさきまして、加藤さんの御質問にも、皆さんの御質問にもお答えいたしますから、どうか御了承願ひたいと思つて、私

そこで簡単に申し上げますが、私がこの間、赤松君の御質問に対してお答

を申し上げますが、私がこの間、赤松君の御質問に対してお答

えしたのは、率直に従来の事実を申し上げた次第でございます。ああいふ状況ではおもしろくないから、そこでひとつ適法な処置をとりたい、こういう意味で申し上げた次第でございます。結局官吏諸君の実際の勤務に即応して、超過勤務も支出するようにしたい。しかも会計年度内においていたしたい。すなわち合法行為をいたしたい。こういう意味で申し上げた次第でございます。あえて法を破るといふことではありません。法は尊重せなければならぬ。こういう意味合いでございます。どこ／＼までも吉田総理以下政府におきましては、官吏諸君が実質賃金を高めて、そうして生活程度が高まり、生活の安定を得るように一生懸命心配をいたしております。予算の關係上、あるいは給與制度の關係上、ボーナスというのできにくくなつたことは、非常に遺憾といたしますが、その他の方法で、法の活用によつて行い得ることは最大限度に行いたい。こう考へておる次第でございます。あとのことはひとつ畫過ぎに御答弁させていただきますから、どうぞ御了承願います。

○赤松委員 たいいま増田官房長官は、できる限りそれを支拂いたいということを言つたのであるというふうなことをおつしやいました。この間の本委員会における公式な発言は、明らかになつたとはいへない。超過勤務の中で三時間くらいしか拂つていないのだというところをおつしやつておるのであります。これは政府職員の新給與法の第三十一條「この法律の規定に違反して給與を支拂い、若しくはその支拂いを拒み、又はこれらの行為を故意に容認

した者は、一年以下の懲役又は三万円以下の罰金に処する。」ということになつておるのであります。従つてわれわれはただいまの給與実施本部長として、または官房長官としての増田さん、御答弁に承服できませんから、これに必要な手続をとるといふことを一言申し上げておきます。

○加藤(充)委員 途中で質疑が發せられましたが、それは仕方がありませんからあとの機会に譲つて、人事院の方に今申し上げた法律改正案について質疑を続けますが、文言的な解釈で恐れ入りますが、改正案の第二條の七のところに、「この法律の完全な実施を確保し、その責に任ずること」というふうなうたい方がしてあるのであります。この問題は、人事院は左の権限を有するということに關連した内容の説明になつた箇所だと私は思いますが、権限を有するということ、その責に任ずるといふことは、どういふ關係を持つものか、御答弁を願いたいと思つておる次第でございます。

○岡部(史)政府委員 権限と責任との關係いかんというお尋ねでございますが、権限を行使する以上は、その権限を行使するに伴ひまして、そのうららはらとして当然それに責任が伴ふものである。すなわち権限と責任とはこれを離すことができないものであることは当然のことでございます。それから、権限を有するともその責に任ずるものである。こういうふうな表現をしたわけでありまして、権限を行使するものうららとしての責任を、明らかにしたものでございます。

○加藤(充)委員 それではつきりしましたから、質問を続けますが、改正理由の中に、「人事院の機構の整備に伴い」というような理由が附されておるのであります。それで権限を有するとは責任を有することである。権限は同時に責任を果すという意味合いの關連で、「人事院の機構の整備に伴い」といふことが、ここに改正理由になつたのだと思つておる。人事院のスタッフがようやく揃つたとか、あるいは機構が文字通り整つたとかいふようなことは、今の人事院の権限並びに責任といふような問題から見ますならば、そのことで人事院の機構整備といふことはでき得ないものと解釈しなければならぬと思つておる。そのことについて、これは言ひ古された問題になつてたいへん恐れ入りますが、今年の三月ごろにあの六千三百円の給與ペー

スの切りかえの問題が起きました。そこには国鉄、全通その他から、いわゆる給與ベース改訂に伴う非常な不合理、不公正、でこぼこが問題になりまして、その調整が非常にやかましい問題と相なつたのであります。その際に人事院は、職場の実情を聞くという意味合いで、国家公務員法に規定されたその権限、同時に責任を全うするといふ意味合いから、いわゆる公開審理を数日にわたつてやられたのであります。しかしその公開審理についての結果につきましては、いまだに發表されておらないのであります。これは過ぐる国会の当委員会の席上におきましても、たしか五月だつたと思つておられる。確かに五月だつたと思つておられる。その公開審理の結果が發表されないのである。どうしたわけかと尋ねたら、いろいろ關係方面と折衝中であるが、近いうちに發表いたす段取りに相なるとい

うようなことが言われたのであります。それから数日たつて人事委員会が開かれまして、そうしてもう發表の段取りになると思つて、どうなんだといふことになりました。これは速記を止められたかどうか、記録にあるかどうかかわりませんが、実はきよ淺井さんが欠席しておられるのは、ちょうど今時分、そのことについて關係当局と折衝中で、もう近いうちに發表になりますといふことが、事実上委員会——記録に載つたか載らないかは別問題として、そういう回答がとりかわされたことは事実であります。そういう事態になつておるすにかかわりませぬ、いまだに發表がない。こういうような状態は「人事院の機構の整備に伴い」といふこと、並びに改正法律案に「その責に任ずること」といふようなことがあつて、断じて権限の持ちばなしではないんだという、今の岡部さんの御解答と關連して、その点を責任を任ずる体の御答弁を願いたいと思つておる次第でございます。

○山下(興)政府委員 たいいま加藤さんの御質問でございますが、その問題につきましては、総裁から返答することになると思つておる。大体においてあの調査をいたしました結果、別に悪いところがなく、あれでよからうといふようなことであつたのであります。その点はあらためて総裁から發表があると思つておる。

○加藤(充)委員 人事官は三位一体であつて、ただ総裁はその主宰の責任を持つ。適当な問題については総裁の名前で出されることはいいいのですが、総裁が出て来なければ、三人の人事官のうち一人のあなたが出席されておつ

ても答弁ができない、答弁を留保されたいといふことが、責任一本の建前から了解できぬのですが、その点はどうか。

○山下(興)政府委員 当時その事柄を特に担当して研究しておりましたのが総裁であるから、責任のあることかな説明ができるだらうと思つたのであります。ただいま申し上げましたように、私の知つておる範囲内においては、あれを研究して行きました結果、六千三百七円の基準も守られておりましたし、それから多少の調整額、たとえは税の年末調整において多少ぐあいの悪い点もあつたことは確かでありませぬけれども、あの当時の事情から考えまして、どうもやむを得ないだらうといふような結論に達しておるのであります。

○加藤(充)委員 そういふ結論に達しているんだつたら、それを御發表になるのが当然なのであり、それが権限を有し、その責に任ずること、具体的な職務の執行に相なると私は思うのであります。そういうことが出されてい

ないのは、ただ権限を持ちながら、その責に任じない一つの重大なる証明であると私は思つておる。そういう点につきましては、プリントにするだけでなく、その責に任ずることが権限を意味するのであり、権限とはその責に任ずることであるといふようなことがあり、「人事院の機構の整備に伴い」といふことが、改正理由になつておるのであります。今後そういうごたごたしたことがないよう、十分に人事院はこの法律案の改正と同時に肝に銘じて、責めに任ぜられることを強く希望し、勸告せざるを得ない。

希望し、勸告せざるを得ない。

それから今の御答弁の中に、主として指導したのは淺井人事官であるというふうなことを言われたのであります。これはまことに事實はその通りだと思ふけれども、責任の問題から言いますと、そういうふうな御答弁ではどうも満足が行かないのであります。もしそういうふうなことであるならば、今後いろいろ問題があつたときに、人事院は、一体これはだれがやつたかわからないというふうなことのないうちに、だれが主として責任をもつておやりになるのかというふうな事柄も事ごと明記して、人事院は、その責任を明らかにすると同時に、その職に當つた担当の人事官は、その責任を明確にすることをやつていただかなければ、問題によつてはこれだれそれがかつたんだから、おれは知らないということになり、しかも法制上は人事官全体が人事院として責任をおとりになるといふことになり、くわえて振りまわされるといふすか、すなわち責任の所在の明確さをぼやかすことになり、その点は今後責任を明確にした取扱ひなり、職務の執行をやつていただきたいと思ふのであります。これは付随的な希望的な意見になるのですが、今の問題に關連して新給與実施法におきましては、その十五條に教育職員の特例俸給についての規定がございます。それからその他特別の職務に従事する職員の特例俸給の勸告のことがあるのであります。それから同法の十八條にある特殊勤務手当の問題、この点につきまして

は政令に漏れてゐるものが多々あるものでありますから、こういう点についても人事院の機構の整備に伴うといふことが、改正の理由になつておりました。以上は、手遅れにならないように万全にして、しかも事態に即した妥當な方法で、法の命ずる職務を忠実に履行するようにしていただきたい。その際にとえれば大阪の國際無線通信士からは、あそここの職場の勤務状態が特別な意味合いを持つておること、で、いわゆる特別の俸給表についての請願が出ております。また大阪造幣局の治金の現場などを、これは民自党の田淵君と、社会党の松澤君と、私とが突地調査に参りましたときに、あの治金部におきましては一般の印刷というふうなところと違つて、重労働のうち重労働で、私どもが参りましたときには非常に暑いときでありまして、地金の溶けたものが、重い重量の物の運搬とともに職場に満ち満ちておりましたが、ああいうところについての手当、あるいはまたこれはこの關係じやないかもしれないけれども、印刷一般というふうな軽労働と違つた意味合いで重労働でありますので、ああいう点についていろいろ名目の手当その他の支給も、今の問題に關連して御考慮願ひたいと思ひます。

〔藤枝委員長代理退席、委員長着席〕
それからあと一点ですが、「第二條第六号を次のように改める。」といふところの六の下に「第二十六條の規定による職員の特例の申立を受理し、及びこれを審査すること。」となつておるのであります。確かに二十六條の規定によると、「異議の申立」とあつて、それが「苦情の申立」とかわつたのであります。それでこれは同じことだと言へば言われるかもしれませんが、この改正以前の現在の事態から申し上げますと、給與実施法本部に対して異議の申立てをいたし、そのことについてさらに人事院の方で最終の決定をするという二段階の手続になつておつたと思ふのであります。それがこのただの改正法によりまして、いろいろなことをやりますのも人事院、それに対して異議の申立てができるようになりまして、そのことについて決定をするのも結局人事院ということになり、いろいろなことをやるのも、また文句があつてそれを処理するの人も人事院というように、苦情処理の關係が一元化されて来ておるのであります。そういう問題についてお尋ねしたいのですが、異議の申立てといふことが言われておりましたときには、先ほど申しましたように階梯が二階梯になつておる。今度苦情の申立てといふことになり、れば、それが一元化され、一階梯になります。それが、こういうことについて人事院の方のお考えをお尋ねしたいと思ふのであります。

○山下(興)政府委員 加藤さんの御質問の中で特別俸給表をつくる問題、それからまた特別な勤務に従事する者に対しての手当の問題というふうなことがありましたが、私どもの方といたしましては、ただいまそういうことについて研究を続けております。ただ大体の方針をいたしましては、給與はなるべく單純な形において現わしたい。それで職階制が確立いたしますと、それによつて今おつしやいましたような特別な勤務に従事しておる者に対しては、その職階制に基いてこしらへます給與準則によつて、一本で整理ができて

るわけでありませぬ。ただ職階制が確立してしまふ現在においては、給與がすつきりいたしませんので、特別俸給表だとかいうような複雑なかつこうになるのであります。大体の方針をいたしましては、これを減らすようにしたい。できるだけ早く職階制を確立して、給與準則を定めるといふ道をとつております。しかしただいま加藤さんがおつしやいましたような特別なものを、給與準則がまだできない間、放つて置くわけに行きませんので、それについてはただいま研究をして、遠からず発表しようというので、その手続中でございます。

それから異議の申立てと苦情の申立ては、字は違ひますけれども、私どもは同意義に解釈しております。ただ給與実施本部といふものが一段であつて、第二段として、人事院がこれを扱つていふのであるか。一段になるとくあい、が悪いのであるかとおつしやるのであります。これは給與ばかりではありませぬで、その他のいろいろ問題、たとえば試験の問題にいたしまして、その他のいろいろ取扱ひの問題にいたしまして、人事院がいたしまして、ことに對する苦情処理は、やはりみな人事院内の公平局という所であつております。そして公平局はそういう問題について相当独立性を持つておるからして、たゞ人事院がやつた仕事に對しては、公平局はこれを不法なりと断定することもできるようになつております。

○加藤(充)委員 これでおしまひにしますが、新給與実施に關する法律の六條の第二項に「いかなる給與も、法律又は人事院規則に基かずして職員に對して支拂ひ、又は支給してはならない。」といふふうなことが書かれておるのであります。これがただ下級官吏に對して、低いベースでいろいろ苦情してやり繰り返しておる者に対する圧迫だけに使われまして、高級官僚につきましては、私がここに手元を持つております資料だけでもたくさんあります。が、一例を申し上げますならば、海上保安庁の高級官僚の、幽霊定員による五百万円の高額といふようなことは、言葉の表現はあるいは妥當を欠くものがあるかもしれませんが、大体間違いないと思ふのであります。そういう内容の事件があつたりいたしております。またその他いろいろあります。が、基準局の旅費のあれだとか、それから配炭公団の云々だとか、肥料公団の云々だとか、あるいは全通の労組の四十三件にわたるいろいろ不正の事實、出張旅費、俸給の問題なんかが、不当にごまかされておるなんというところは、多分人事院の方にもいろいろ業務調査を求める手続がとられておると思ふのであります。人事院は新給與実施の権限が、人事院に一元化されることに相なりする場合には、そういう問題についてはどうお考えになるのか、先ほどの整備が完備して、やうしてその責に任ずる建前から、やはり職場の人たちの不平なり、あるいは悲憤な歎きがないようにすることも、私は責任の重大な内容を占めるものだと思ふのであります。最後にこの一点だけ人事院にお尋ねしたいと思ひます。

○山下(興)政府委員 ただいま加藤さんからの御質問であります。それにお答え申し上げます。

最初人事院ができました時分に、給與の問題をすぐ扱うべきはずであつたのでありますが、新しい官庁であるがために、いろ／＼これを整備するのに時間がかかりました。それで結局新給與実施本部というものをつくつて、人事院の整備をするのに時間をつくつたわけでございますが、もうすでにこの一年間に相当な人員も整備いたしました、給與局としても係給課もこれを二つにわけまして、そして今は研究課と実施課というものをつくり、その実施課において大体新給與実施本部の仕事を受けようということになつております。その定員も四十五名でありまして、そして大部分のものももう充實して定員にほとんど接近しておるのであります。それで大体新給與実施本部がなくなつても、仕事にはさしつかえないと思ひます。

それからまた正しく給與が支拂われておるかどうかということにつきましましては、たとえば先刻もお話がありましたような超勤手当がはつきり拂われておるかどうかといつたようなことは、十分今研究を続けております。たとえば命令簿がはたして出ておるかどうか、そしてその通りに拂われておるかどうかといふようなことも、今研究を続けております。そのことをお答え申し上げます。

○加藤(充)委員 今の点ですが、命令簿が出ておるか出ていないかということを押えにかかつて、超勤手当の不当拂いについては問題がはつきりしないのです。先ほど申し上げたように、職制を利用して、単位時間の事務総量が多くなつて、やるかやらないかといふようなことに職制で押えつけられ

て、結局事実泣く／＼やる。給與ペーが少いので、もらえればまあ給料の足しにもなるというようにせめてもの淡い希望と、職制の圧迫に、泣きながらやつておるので、そんな超勤手当に命令簿なんというものがあつてこないのです。そういう実態の、いわゆる支拂うべきものも支拂つていない、まさに新給與実施の法律の三十一條に違反するやうな問題が多々起ることは、これは調べるまでもなく、天下公知の事実なものであります。命令簿を押えてからかかるといふやうな人事院のやり方では、私どもはかえつてその本質をどまかして行くために、人事院が加勢しておるといふ非難を受けざるを得ないことを、ここに調査の押え方の点について、御注意を申し上げておきたいと思ひるのであります。

私が発言を独占いたしましたので、最後に申し上げますが、要するに第二條に人事院の権限が書いてあるのではありませんが、「権限を有する」といふやうなことに重点を置かずに、岡部君の御答弁の通り、人事院は、この法律の施行に關し、左に掲げる事項については職責を有するものであるのだといふやうに、ひとつはつきりとお読みくださつて、そしていろ／＼私が思ひついたので、散発的に御質問申し上げます。たまたま、各国家政府の職員の仕事場なり、あるいは個人なりについて起きておるあまたの事案の大海の一滴にひとしい事例を、ただ御注意だけに申し上げたにとどまらざるから、そういう点については法律の改正をきつかけにいたしまして、十分な反省と、そしてます／＼もつて職責と同時に権限に対する熱情と責任をかき立てられて、人

事院がこれに当られんことを強く希望いたします次第であります。

○星島委員長 ほか別に質問もないようでありますから、本案に対する質疑はこれにて終局いたしました。

この際お諮りいたしますが、本案に対する討論はこれを省略いたしましたし、本案を議題として、ただちに採決を行いたいと思ひますが、御異議はございませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○星島委員長 御異議なしと認めます。

それでは政府職員の給與実施に關する法律の一部を改正する法律案の採決を行います。本案を原案の通り可決するに御異議ございませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○星島委員長 御異議なしと認めます。よつて本案は原案の通り可決いたしました。

この際お諮りいたします。衆議院規則第八十六條によりまする本案に關する委員会の報告書は、先例によりまして委員長に御一任願いたいと思ひますが、これに御異議はございませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○星島委員長 御異議なしと認めます。よつて委員長に御一任いたたくことといたしました。

○星島委員長 次に議院運営委員会より當委員会の意見を求めるために送付されました人事官彈劾の訴追に關する法律案及び人事官彈劾訴追手続規程案の両案についてお諮りいたします。

本委員会といたしましては、両案に對し、別に異論はない旨回答いたしましたと思ひますが、これに御異議はござ

いせんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○星島委員長 御異議なしと認めます。よつて両案につきましては、當委員会といたしては別に異論はない旨回答するに決しました。なおその回答の方法につきましては、委員長に御一任願いたいと思ひます。

○星島委員長 引き続き特別職の職員給與に關する法律案及び国家公務員の職階制に關する法律案の二件を一括議題といたして、質疑を継続いたします。ちよつと速記をやめて……

〔速記中止〕

○星島委員長 それでは速記を始めてください。

○加藤(充)委員 先ほどの質疑のあとを受けまして、ただ一点だけ淺井總裁がお見えになつてから答弁をするという留保の点が残つておりますので、その点だけ總裁がお見えになりましたので、御答弁をお願いしたいと思ひます。それは公開審理の発表が五、六月ごろまでに発表になるといふ、今にも発表になるやうな前国会の答弁であつたにかかわらず、今日まで発表しないのはどういふわけか、こういうことではあります。

○星島委員長 速記をとめて……

〔速記中止〕

○星島委員長 速記を始めてください。私より淺井總裁にちよつとお尋ねしてみたいと思ひますが、それは昨日理事會におきまして、いろ／＼相談したのであります。先般御発表の入事院規則の、これはもちろん委任でありますけれども、これははなはだ広汎な重大な結果を持ち来しておるので

あります。また今回の職階制の法案にいたしまして、これを実施する場合には非常な重要な委任になるわけでありまして、これらについて運営上、当人事委員会に常に御相談をしようと思ひます。またそれがいけなければ人事院に審議會のごとき機関を設けられて、これによつて諮問されつて進んで行かれる御意思があるかないか。これはただいま御答弁を求めません。われわれといたしましては、これを全部委任することに對しては、多大の危懼を持つておるわけでありまして、それらにつきまして、職階制を審議する上におきまして、御答弁を得たいと思ひます。

○藤枝委員 ただいまの委員長の御質問につけ加えて、もう一点淺井總裁に御質問申し上げたいのであります。国家公務員法の第二十九條には、「職階制は、法律でこれを定める。」と明確に規定してあります。職階制といふものは、われ／＼の解釈するところによりますれば、いわゆる碁盤の目まで入つたものが職階制だと考へるのでございませぬけれども、先般岡部法制局長の職階制に關する説明その他によりますると、今回提出されました国家公務員の職階制に關する法律案が、この二十九條第一項の「職階制は、法律でこれを定める。」という、その法律だといふやうな御解釈をとつておられるやうであります。二十九條の第一項から第四項までを通読いたしましたら、どうしてわれ／＼そういう解釈は出て来ない。むしろ碁盤の目までを法律で定めらるべきではないといふやうに、わ

れわれは考えますが、その点の御所見を承りたい。

○浅井政府委員 星島委員長からのお尋ねは、ちよつとここで即答いたしかねる筋がございますから、いずれ他の機会に譲りたいと存じております。

それからただいま藤枝さんの御質問でございますが、私どもの考えといつたしましては、この提案のとき申し上げましたごとく、この法律がすなわち職階制だという建前で進んでおるのでございます。これは決してお言葉を返すわけではございませんが、結局この職階制をどれだけ詳しく書くかという程度の問題に、備着するだろうと思つております。これは決して国会の審議権を無視するわけではなくて、こゝう技術的な問題に關しましては、人事院におまかせを願う方が適當ではなからうか、こゝう建前から来ておるのでございまして、私どものたゞいままでの考えといたしましては、二十九條第一項の職階制というのは、つまりこの法律だという建前で、提案をいたしておる次第でございます。

○橋本(龍)委員 今の藤枝委員の質問に關連して、私人事院總裁にお尋ねをいたしたいと思ひます。ただいまの私人事院總裁の御答弁を承つたのですが、まことに不満であります。この二十九條の第二項に「人事院は、職階制を立案し、官職を職務の種類及び複雑と責任の度に応じて、分類整理しなければならぬ。」と書いてあります。そうするとこの分類整理したものが職階制であるとしたら、分類整理を法律で定めるというのですから、分類整理した結果を法律で定めなければいかぬとい

うふうにしか読めないのですが、重ねて第二十九條の一項、二項をどういふふうに読まれて、今人事院總裁の言われたような結論が出るのか承りたい。

○浅井政府委員 橋本さんにお答えをいたしますが、私どもの方といたしましては、ここに提出された法律案を、この第一項の「法律でこれを定める」と規定してある職階制だと思つております。そこで第二項は、その許された法律の範囲の中におきまして、人事院が職階制を立案いたしましたので、官職を職務の種類及び複雑と責任の度に応じて分類する。このように解釈しておるのでございます。従いまして、これはここに用いてございませぬ職階制という言葉の、解釈の問題になつて来ると考えます。

○中曾根委員 時間がありませんので、私はちよつと申し上げますが、淺井總裁のたゞいまの御見解は、国家公務員法違反であると私は考えております。国家公務員法制定に際して、私も審議をした一人でありましたが、この審議の当時の解釈は、さういふ解釈でなかつたということ、私はここではつきり申し上げておきます。この問題については、後日さらに論議する機会を留保いたしましたして、一応私の見解だけを申し上げます。

○星島委員長 先刻中曾根委員より、国家公務員法附則第九條による試験につきまして、参考人呼び、意見を聴取したい旨の提案がありました。これは当委員会に付託となつております。議案とは關係がありませんので、もしその必要があれば、議長に対して、国政調査の承認を求めなければ

なりません。この際お諮りいたしますが、議長に対し国政調査の承認を求めることとし、それが承認され、なお時期的に余裕のあつた場合には、参考人を呼んで意見を聞きたいと思ひますが、御異議ありませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○星島委員長 御異議なしと認めます。それではさう決しました。国政調査の承認を求める手続につきましては、委員長に御一任願つておきます。

○高橋(權)委員 毎日時間勵行で、朝早くから参りまして、遊んでゐる時間が長うございまして、でき得る限り委員にまじめに早く出て、質問も簡單にして、早く済むように議事の進行をはかつていただきたいと思います。

○星島委員長 了承いたしました。さう努めます。

本日はこの程度にとどめ、次会は公報をもつてお知らせいたします。それではこれで散会いたします。

午後零時四十三分散会

〔参照〕

政府職員の新給與実施に關する法律の一部を改正する法律案(内閣提出)に關する報告書

〔都合により別冊附録に掲載〕

昭和二十四年十一月九日印刷

昭和二十四年十一月十日發行

衆議院事務局

印刷者 印刷所